

グローバルな知財競争力の強化を目指して ～「知的財産推進計画2009」の策定に当たっての提言～

世界的な金融危機により、我が国経済も非常に厳しい状況にある。

このため、政府・与党は、「経済危機対策」を取りまとめたところである。

この中に盛り込まれた、先端技術開発、人材力強化、ソフトパワーの活用等の諸対策を実効あるものとするためにも、技術やコンテンツ等の知的財産を活かしてグローバル市場における国際競争力を強化するという視点を重視して、我が国の知的財産戦略を一層強化していかなくてはならない。

また、ソフトパワーは、産業の振興や海外市場拡大の原動力となるとともに、我が国の魅力を海外に発信する上で重要な意義を有するものであり、ソフトパワーの海外への戦略的発信を推進していく必要がある。

こうした観点から、自由民主党知的財産戦略調査会は、「知的財産推進計画2009」の策定に当たって、以下を提言する。

1. イノベーション促進のための知財制度等の整備

(1) 特許制度の見直し

先端技術等の知的財産を的確に保護・活用し、イノベーションの創出につなげるため、特許制度の在り方について総合的な見直しを進める。

特に先端医療分野については、先端医療の開発促進のため、副作用を大幅に低減し、患者の生活の質(QOL)を改善する新用法・用量医薬について特許付与対象に追加する等の措置を講じる。

(2) 特許審査迅速化

先進技術に係るイノベーションを加速するためには、迅速な権利付与が重要である。審査迅速化に向けた取組を強化するとともに、現在試行中のスーパー早期審査制度を可及的速やかに本格導入する。

(3) 産学連携の抜本的な強化

大学等で生み出された知的財産の産業界での円滑な活用を促進しなくては、我が国がグローバル競争を勝ち抜くことはできない。このため、大学等における先端技術に係る知的財産権の戦略的な取得・管理体制の

整備を支援するとともに、大学知的財産本部やTLOの組織間の連携・集約や特定の技術分野への専門化等による産業界への技術移転機能を強化する。

(4) 社会的ニーズの高い分野のイノベーションの促進

環境技術等の社会的ニーズの高い技術分野のイノベーションを促進するため、当該分野の特許取得について支援措置を強化する。

2. コンテンツ産業の振興等によるソフトパワーの発揮

(1) コンテンツ創造力の強化

中小・零細企業が多い我が国のコンテンツ創造の担い手を支援するため、コンテンツ産業における中小企業支援策等の活用を促進するとともに、若手クリエイターの育成策を強化する。

また、コンテンツの創造基盤を充実させるため、映画、放送コンテンツ、図書資料等の文化資源のデジタル・アーカイブ化を加速し、その活用を促進する。そのために、コンテンツのデジタル化並びにコンテンツの内容、権利者および二次利用の条件等の情報の入力を支援し、業界の自主的・横断的なデータベース構築を推進する。

特に、内外の動向を踏まえ、国立国会図書館によるデジタルアーカイブ化を計画的に進める。

(2) コンテンツの海外展開の促進

映像コンテンツ等のソフトパワーの総合的な発信を強化するための戦略に基づき、世界的に高く評価されている我が国コンテンツの海外展開を促進するため、総合的支援を行う官民ファンドを新たに創設するとともに、JAPAN国際コンテンツフェスティバル等の海外発信機能を強化する。

日本食や農産物についてもコンテンツとしての海外展開支援体制を強化する。

また、日本ブランドの展開支援のため、在外公館等を一層活用する。

(3) アジア地域における戦略的発信

需要拡大が期待されるアジア地域に対しては、ビジット・ジャパン・

キャンペーンと連携しつつ、戦略的にソフトパワーの発信を強化するとともに、コンテンツ規制の緩和等の働き掛けを強化する。

(4) 権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入

著作権法に関しては、デジタル・ネットワーク環境下での極めて速い技術進歩等に的確に対応し、国際競争に遅れをとらぬよう、権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に認める権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を速やかに導入する。

(5) デジタルコンテンツの流通促進

デジタル・ネットワーク環境を活かしたコンテンツのマルチユースを促進するため、民間における契約ルールの確立の支援、コンテンツデータベースに基づくデジタルコンテンツの著作権処理システムの構築・運用に対する必要な支援や、権利の処理状況を見つつ、過去に制作されたデジタルコンテンツの著作権処理コストなどの問題を抜本的に解決するための制度の検討を行う。

また、インターネット上の違法コンテンツを低減させるための方策について関係者間の議論を促進する。

3. 国際展開の促進

(1) 知財制度の国際調和と国際協力の促進

企業等のグローバル展開を促進するためには外国において知的財産権を取得しやすくなるよう、知的財産制度の国際調和を推進するとともに、技術情報が海外において適切に保護されることが必要である。このため、ハイレベルな知的財産外交を積極的に展開する。

また、特許審査ハイウェイ等の審査協力の拡大・ネットワーク化を図るとともに、先進国間における特許制度の共通化に向けた取組を強化する。さらに、アジア地域における知財制度整備や人材育成の協力を促進する。

(2) 模倣品・海賊版対策の強化

海外における模倣品・海賊版による被害が依然深刻であることにかんがみ、日本の強いリーダーシップの下、「模倣品・海賊版拡散防止条約」の早期実現を目指すとともに、インターネット上の海賊版への対策を始

めとして、関係府省や官民が連携しつつ、侵害発生国に対する働き掛けを強化する。

4. 中小・ベンチャー企業と地域への支援の強化

中小・ベンチャー企業の海外での権利取得や侵害対策を適切に支援するとともに、中小・ベンチャー企業に対する特許手数料減免制度について、他の利用者に与える影響等を踏まえつつ、資格要件の緩和や減免範囲の拡充等について検討する。

5. 迅速かつ適切な紛争処理の実現

知的財産権の安定性・予見性の確保の重要性に鑑み、特許侵害訴訟において特許が無効と判断された原因について分析するとともに、今後とも知財高裁における専門的処理体制を一層充実させ、迅速かつ適切な紛争処理を行うようにする。

6. 知財人材の育成・国民の意識改革

知財立国の実現には、知財を創造し、保護し、活用する人材の育成が極めて重要である。国際的に通用する知財人材や総合プロデュース機能を果たせる人材を戦略的に育成するとともに、知財に強い法曹人材の養成に力を入れる。

また、知財を尊重し、知財によって発展するという共通の価値観を国民全体に浸透させるための取組を進めるとともに、次世代の日本を担う子供たちが柔軟な発想力と豊かな創造性を発揮しオリジナリティや他人の権利を尊重するよう、知財教育を充実させる。

平成21年6月5日
自由民主党政務調査会
知的財産戦略調査会